

令和 年 (年) 月 日

保護者の皆様

豊中市立学校長

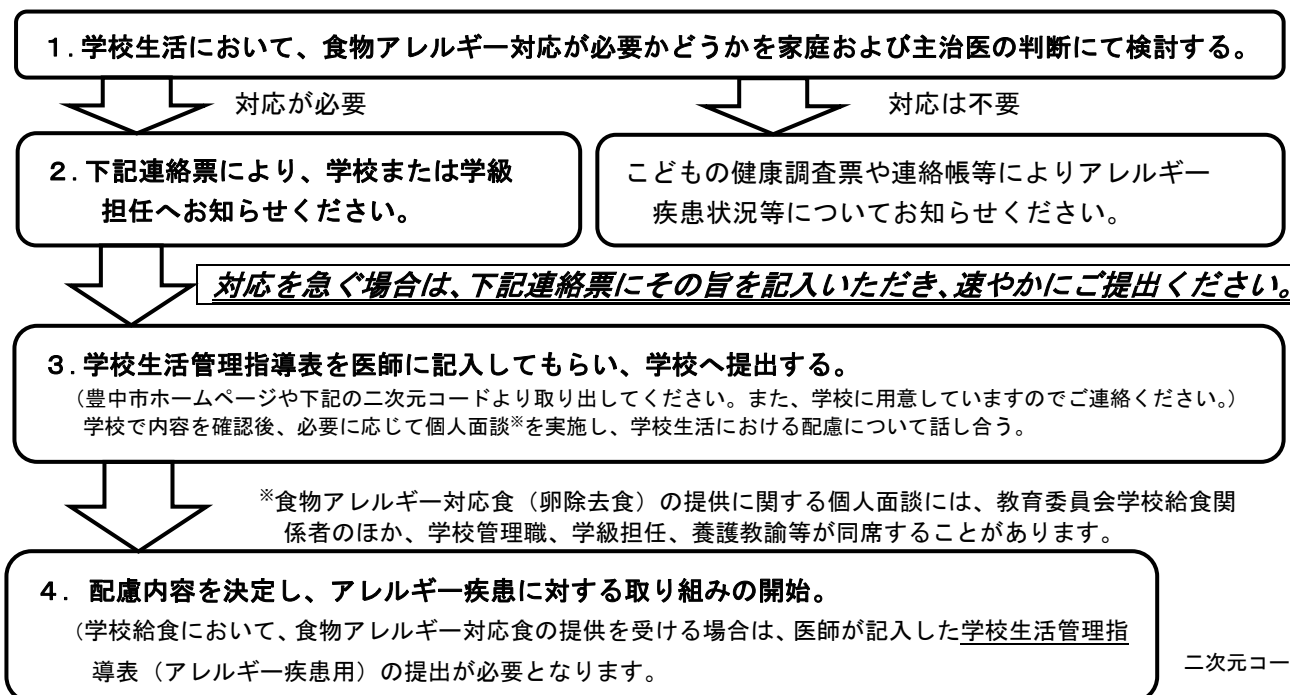
学校における食物アレルギー対応について

日頃は、学校運営に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の子どもたちを取り巻く健康課題のひとつにアレルギー疾患があります。アレルギー疾患には、食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要するものがあります。このため、お子様が「安全・安心」に学校生活を送ることができるように学校でも取組みを行っています。食物アレルギー疾患がある場合は、下記の【食物アレルギー対応取組みの流れ】に従って、学校にお知らせください。

記

【食物アレルギー対応取組みの流れ】



二次元コード



学校給食における食物アレルギー対応の手引き、及び学校生活管理指導表はこちら

【豊中市ホームページ：学校給食における食物アレルギー対応について】

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/gakkou/kyushoku/allergy.html>

きりとり

令和 年 (年) 月 日

学校における食物アレルギー対応についての連絡票

豊中市立学校長 あて

●学校生活において、食物アレルギー対応を希望します。

アレルゲン食品 ()

●給食での対応に○を付けてください。

1. 給食で除去をする 2. 代替のおかず等を持参 3. 弁当持参 4. 食物アレルギー対応食(卵除去食)を希望

④ 4. を希望される方は裏面をご確認ください

連絡欄

学校 年 組 児童生徒名

保護者名

豊中市学校給食における食物アレルギー対応食（卵除去食）提供について

本市では、食物アレルギーのある児童生徒が、安心・安全な学校生活を送ることができるよう「豊中市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、食物アレルギー対応食（卵除去食）の提供を行っています。

下記の《食物アレルギー対応食提供のための基準》をすべて満たしている場合、食物アレルギー対応食提供を、お申込みいただけます。提供を希望される方は、下記の基準をご確認のうえ表面の連絡票の提出をお願いいたします。後日、手引き・申込書等の必要書類を送付いたします。

● 新1年生の食物アレルギー対応食提供開始は2学期からの予定です。

《食物アレルギー対応食提供のための基準》【確認用】 □にチェック ✓ を入れてください

①	児童生徒本人のアレルゲンが、卵(鶏卵・うずら卵)のみであること ● 学校給食で使用しない食材：【えび・かに・くるみ・そば・落花生(ピーナッツ)・アーモンド・あわび・いくら・カシューナッツ・キウイフルーツ】 卵の他にこれらのアレルギーがある場合でも、対応食の提供は可能です
②	食物アレルギーと医師から診断され、家庭でも食事制限をしていること
③	症状が重篤でなく、学校給食調理場内での調理対応が可能なこと (コンタミネーションによる発症の危険のないこと)
④	年に1回、医師が診断した学校生活管理指導表を提出するとともに、保護者と学校は連絡・確認を行い、必要に応じて面談すること
⑤	専用ケース等の表面に該当児童生徒の学校名・クラス名・児童生徒名等を表示することが可能なこと ● 給食実施全日程、食物アレルギー対応食専用容器に入れて提供します

※①について、卵や学校給食で使用しない食材以外にもアレルゲンがある場合、そのアレルゲンは自分で除去できる、という理由での対応食の提供はできません。

● ご不明な点がございましたら、右記まで連絡をお願いします。

(お問合せ先)
教育委員会事務局 学校給食課運営係
食物アレルギー対応食担当
TEL : 06-6152-9527

《食物アレルギー対応食提供のための基準》【提出用】 □にチェック ✓ を入れてください

★表面の連絡票で、4を選んだ場合、こちらのチェックもお願いします。

①	児童生徒本人のアレルゲンが、卵(鶏卵・うずら卵)のみであること
②	食物アレルギーと医師から診断され、家庭でも食事制限をしていること
③	症状が重篤でなく、学校給食調理場内での調理対応が可能なこと (コンタミネーションによる発症の危険のないこと)
④	年に1回、医師が診断した学校生活管理指導表を提出するとともに、保護者と学校は連絡・確認を行い、必要に応じて面談すること
⑤	専用ケース等の表面に該当児童生徒の学校名・クラス名・児童生徒名等を表示することが可能なこと